

簡易評価型プロポーザル方式による業務委託の実施について（公告）
簡易評価型プロポーザル方式による業務委託を実施するので、次のとおり公告します。

令和6年4月24日

長岡市長 磯田 達伸

1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による業務委託は、栃尾地域の魅力発信事業基本構想策定業務委託について、参加者に提案書の提出を求め、その提案を別に定める評価基準によって評価する方法により、最も適した提案者に優先交渉権を与え、協議を行った上で契約を締結するものです。

2 委託概要

- (1) 委託名 栃尾地域の魅力発信事業基本構想策定業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日（月）まで
- (3) 目的 本業務は、数年後に予定されている国道289号（八十里越）の開通を機に、栃尾地域が誇る長尾景虎（上杉謙信）やあぶらげ（油揚げ）などの地域資源を十分に活用した効果的な魅力発信や更なる魅力向上に取り組み、市の東の玄関口となる栃尾地域の関係・交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図るとともに、栃尾地域を足掛かりに市全体へ回遊させる観光誘客につなげる羅針盤となる地域ブランディング及びプロモーション計画を策定するもの

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次のすべての要件に該当するものであることを要します。

- (1) 本業務に際して、現地打合せやオンライン会議を通して十分な協議を行える体制を整え、当該地域で業務に携われる実施体制を構築できること。
- (2) 過去5年度（平成31年4月1日から令和6年3月31日まで）のうちで、本業務と類似業務を処理した実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) この公告の日から本業務委託契約締結の日まで、本市から入札参加資格に係る指名停止を受けていないこと。

- (6) この公告の日以降に、民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、再生及び更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものではないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市税の滞納をしていないこと。

4 参加表明書の提出について

本プロポーザルに参加を希望する者は、令和6年5月1日（水曜日）午後3時までに「参加表明書」を長岡市栃尾支所地域振興課に提出してください。

5 質問書の提出について

4により参加表明書を提出した者は、令和6年5月9日（木曜日）午後3時までに、書面により質問することができます。質問に対しては、令和6年5月16日（木曜日）午後5時までに、参加表明書を提出した者全員に回答します。

6 現場説明の有無

現場説明は行いません。

7 提案書の特定及び不採用通知

- (1) 提出された提案書の内容とヒアリング結果を総合的に評価し、最優秀者を特定します。なお、評価の結果については、後日、特定・不採用の通知を送付します。
- (2) 提案内容が特定するレベルに達していないと認めるときは、すべての参加者を不採用とする場合があります。

8 不採用理由の説明

不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

9 留意事項

- (1) 詳細は簡易評価型プロポーザル実施要領により行います。
- (2) 仕様書等は、長岡市のホームページからダウンロードできるほか、長岡市栃尾支所地域振興課において交付します。
- (3) 不明な点については、下記担当に照会してください。

〒940-0222 新潟県長岡市中央公園1番67号
栃尾地域交流拠点施設トチオーレ
長岡市栃尾支所地域振興課 地域づくり班
電 話 0258-89-8611
e-mail tco-chiiki@city.nagaoka.lg.jp
FAX 0258-94-5210